

# 豊饒の射水

射水市議会  
社民党議員会  
沢村おさむ  
議会活動報告  
2013年10月発行  
No.7

## 貴重な一期目の経験を活かします

立山の冠雪とともに秋が深まってきました。肌寒い日も多くなってきましたが、皆様にはいかがお過ごしでしょうか。

早いもので、皆さんの大きなご支援により、市政の場に送り出していたから四年が経過しようとしており、一期目の任期もあとわずかとなりました。お陰様で本当に多くの貴重な経験をさせていただきました。この経験を二期目に活かす、引き続き市民の皆様と市政をつなぐパイプ役となるため、全力を尽くす所存ですので、最後までのご支援を心からお願ひ申し上げます。

さて、昨年の12月定例議会以降の質問の概要をご報告いたします。



## 平成24年12月定例会 一般質問

### 問一 障害者総合支援法の施行について

障害福祉に応益負担を持ち込んだことから、06年4月から施行された障害者自立支援法は天の悪法とされていた。その後の政権交代を経て、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が編成され、障害者総合福祉法の骨格に関する提言が取りまとめられた。ところが、12年2月に厚労省が発表した新法に対する対応策は、現行法の廃止を経ての新法ではなく、障害者自立支援法の一部改正に過ぎないものであり、骨格提言の水準からほど遠いものであった。

この新法は、13年4月から施行されるが、国が障がい者の皆さんとの基本合意を反故にした状況であるなど、障がい者の皆さんの納得のものではない中での施行となる。また、新法の施行に伴って、相談支援体制の充実など窓口となる市町村には、かなりの責任と業務量の増大が見込まれ、相応の体制の整備が必要となるが、当局の見解を問う。

**答弁**（福祉保健部長）この新法においては、基本理念として、日常生活・社会生活の支援が可能ならぬ身近な場所において受けられること、共生社会を実現すること、社会的障壁を除去することが新たに明記されている。また、制度の谷間を埋めるべく、障がい者の範囲に難病を加え、

難病患者を給付の対象とすること、さらには重度訪問介護の対象拡大及びグループホーム・ケアホームの一元化等を行うともしている。さらには、知的や精神の障害を持つ方の状態やニーズを反映していないことが問題であった障害程度区分は、モデル事業を経て、14年4月には障害支援区分に改正される予定である。このように新法は法施行後も段階を経て改正される予定であり、市としては必要に応じて障がい者の皆様のご意見が反映されるよう働きかけていきたい。また、同法の運用に当たっては障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう福祉サービスの充実を念頭に取り組んでいく。

### 問二 企業誘致について

現在、未分譲の市の用地については、合計403haであり、そのうちの大部分が未整備の山林のままである。少しでも稼働率を高め、ロスを少なくしたいという最近の企業動向に対応するためにも、山林のまま塩漬けしておくのではなく、思い切って市で用地を整備してしまいうべきではないか。進出する企業側の負担やロスをできるだけ軽くしなければ、企業の進出はなかなか進まないのではないか。

また、にぎわい創出のための企業誘致も、交

流人口を拡大させるために非常に重要ではないか。新湊大橋が開通し、14年には北陸新幹線が開業する。人の流れが大きく変わっていくと、この期を逃してはならない。特に、富山新港東西両埋立地の市有地は、都市計画、純粋には企業立地用の土地とはなっておらず、このままではまさに塩漬けとなることが予想される。今こそ施設併用住宅でなければならぬなど、企業の進出にとって障壁となっている規制を取り払い、人の流れを引き寄せる観光振興を重視した企業誘致を進めるべきではないか。

**答弁**（産業経済部長）ご提案の小杉インターパークの用地整備については、これまでも先行造成を検討してきたものの、企業の進出が決定しない中で、そのリスクは大変大きいものと考えている。しかしながら、進出決定から建設着手までの時間的ロスをなくしたいとの企業の思いから、未造成の土地は企業誘致にとって不利であるのも現実であり、苦慮している。現在は、進出企業のめどがない段階で用地造成を先行することは考えていないが、企業の進出が決定すれば、なるべく短い期間で進出企業へ土地の引き渡しができるよう準備を進めたい。

次に、富山新港の東西両埋立地の市有地の活用については、まず東側埋立地の市有地では、市街化調整区域ではあるが、建築可能な建物用途を主に戸建て住宅とする都市計画決定に従い住宅団地として分譲を行っている。もう一方の西側埋立地の市有地のほうは、市街化区域の第一種住居専用地域及び準工業地域でありませんが、同じく地区計画により、可能な建物をアパート・マンションなど共同住宅や店舗併用住宅とする

用途制限が加えられているのは指摘のとおりである。この建築可能面積は約6.7haあるが、このうち約2.5haにおいて市営住宅や民間集合住宅が立地済みである。残りの4.2haにおいては、店舗等集客施設の立地も可能とするため、建物用途の制限緩和に向けた現在の地区計画の変更について、既に関係機関との協議を進めているところである。今後とも、土地利用の検討と並行して、観光集客施設や滞在型観光の拠点となる宿泊施設の誘致に全力で取り組む。

### 問三 略

## 平成25年6月定例会 代表質問

### 問一 総合計画の見直しについて

本市を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、市総合計画を、計画期間10年の半ばではあるが見直しを図るとしている。総合計画は市の最上位に位置づけられる計画であり、各部署の計画やプランは総合計画を超えるような内容を策定できるはずもなく、言うなれば総合計画に縛られて思い切った内容を計画できないという状況が鑑みられる。また、前回市長選挙におけるマニフェストと総合計画との整合性を図る必要があるのではないかと。こうしたことから、今回の見直しについては、射水市を名実ともに県内第3の市として輝かせるためにも、第2次総合計画の策定というほどまでに位置づけ、本市のまちづくり百年の計を大胆に打ち立てるべきではないか。

今回の見直しに当たって、31人の委員による審議委員会を設置し、学識経験者など外部の意

見もある程度取り入れるようだが、これまでの慣行に捉われることなく、この他にも他市の情報や経験が豊富な計画策定のプロの手法も取り入れながら質の高い計画をつくり上げるべきではないか。

**市長答弁** 長引く景気の低迷、人口減少時代の到来、東日本大震災の発生、さらには新湊大橋の開通や北陸新幹線の開業といった新たな社会資本の整備などの社会経済情勢などの変化に的確に対応するために計画の見直しを着手する。総合計画は、射水市の進むべき方向性と目標を明らかにし、その実現に向けてまちづくりを進めていくための政策等を総合的、体系的にまとめたものであり、行政運営の基本的な指針となる計画である。したがって、総合計画で定められた方向性に沿うよう、各計画の中で施策の具体的な内容が決められていくことになる。

次に、外部の意見を積極的に取り入れるべきでないかということについては、総合計画の策定に当たり、自分たちが暮らす地域を将来どういったまちにするのか、そのためにはどういったことをしていくのか、また、自分たちのまちは自分たちでつくるという意識を持つことが大切であると考えているので、市民の方々と十分議論し、互いに協力し合い、総合計画の策定を進めていきたい。職員においても、互いに議論を重ねることによって資質の向上にもつながるものと期待をしている。また一方で、学識経験者や県との連携を図るとともに、本市にゆかりのある県外の有識者の方々からも大所高所から意見を賜るなど、外部の意見も十分に参考にしていきたい。

### 問二、三 略

#### 問四 空き家対策について

この間、空き家実態調査や所有者に対するアンケートを実施され、これらを踏まえて空き家対策条例の制定に向けて準備を進めていくとしているが、その準備状況や今後のスケジュールについて問う。また、条例を制定するだけでは、空き家の増加は決して止まらない。空き家の増加を防ぐためには、それを活用することが重要となってくるのではないか。これについては、1つの部局に任せ切りといった縦割り行政的な考え方ではうまくいくはずがない。民間事業者も巻き込んだ運用システムの構築と、それを動かす横断的な体制づくり、例えば現行の空き家バンクをリファインする、あるいは耐震化、バリアフリー化等の各担当セクション間の連携を密にすることが重要であると考えられるが、当局の見解を問う。

**答弁**（都市整備部長） 条例制定のスケジュールについては、昨年12月議会で空き家適正管理条例案の骨子を提示したが、条例には適正管理の必要性のみならず、空き家となった家屋を放置せず、地域の資源として生かす有効活用に対する理念も必要だと考えている。そのため現在、全国他市の事例を研究するとともに、利活用の促進につながる市内各種団体や関係部署と意見を交わしながら準備を進めており、今年度中の条例制定を目指している。

空き家の利活用を推進するためのシステムの構築については、空き家情報を関係各課で共有し、多方面からの対策を講じることが必要と考えている。まず、現在の空き家情報バンクの活

用による中古住宅の流通の活性化あるいは木造住宅耐震改修助成制度の活用による空き家の再生を推進するとともに、関係課で構成している空き家対策に関する庁内連絡会議を今後より一層機能的に運用し、来年度に向け新たな制度設計について調査研究を進めていく。また、国土交通省では、新たな施策として空き家の賃貸、売却、適正管理、除却に関する相談体制の整備や、空き家を定期的に管理するビジネスの育成、普及、これを推進する事業に取り組みとしている。本市としても関係機関と連携し、この事業を有効に活用することで、空き家の管理及び有効活用に取り組み地元NPOや民間事業者の育成に対して情報提供やコーディネート等を含めた支援をしていきたい。

### 平成25年9月定例会 一般質問

#### 問一 大型宿泊施設の誘致について

北陸新幹線、新湊大橋などの社会インフラの整備が進められている中、本市の交流人口を拡大することが求められているが、本市には宿泊施設が少ないことから、観光客が本市に滞在する時間は非常に短く、他の観光地へ向かう途中の通過点となってしまっているのが現状ではないか。宿泊施設の誘致については、市総合計画をはじめ、新湊みなとまちづくり方策などにも方針が謳われているが、これまでの誘致をめざした取組の状況を問う。また、宿泊・観光集客施設立地促進助成金制度を創設して誘致をめざした努力していることは評価するが、観光振興の面だけでなく、経済的な波及効果や雇用創出という面も含めて本気で誘致をめざすならば、

事業者の進出意欲を揺さぶるようなもつとインパクトのある誘導策を打ち出すことも必要ではないか。アウトレットモール誘致合戦でなぜ小矢部市に敗れたのか。地理的な要因もさることながら用地買収や用地の整備を一手に引き受け事業者の開業までの手間をできるだけ少なくするという小矢部市当局の熱意があったからこそではないか。市長は、埋立地への拠点交流施設の誘致を新マニフェストに入れることも検討するとした。本市の臨海部は、海王丸パーク、新湊大橋、きつときと市場などの海を活かした地域資源に溢れている。こうした魅力を十分にアピールし、市長が率先してトップセールスをするということの期待も込めて見解を問う。

**答弁**（産業経済部長） 市内には素晴らしい観光資源があり大きな集客力を持つてはいるが、宿泊施設が不足していることから滞在時間の短い通過型の観光地となっており、地域振興に生かされていない状況にある。このことから、宿泊施設の誘致については、ベイエリアへの立地を念頭に豊かな観光資源を前面に押し出しながら、ホテル運営会社数社に対して誘致活動に努めている。立地の候補地としては、海王丸パークの駐車場や海竜マリンパークに隣接した交流厚生用地をはじめ、海王町の市有地においては、立地が可能となるよう関係機関と協議を進めている。現在のところ、新湊大橋や立山連峰を望む候補地の景観や市内の多彩な観光資源が好評価を受けているものの、観光需要とビジネス需要との両立による稼働率の面では、厳しい指摘を受けている。北陸新幹線の開業も控え、観光客やビジネス需要の掘り起こしに努め、継続的な

地域のにぎわいを創出するため、引き続き、宿泊施設の誘致に努めたいと考えている。

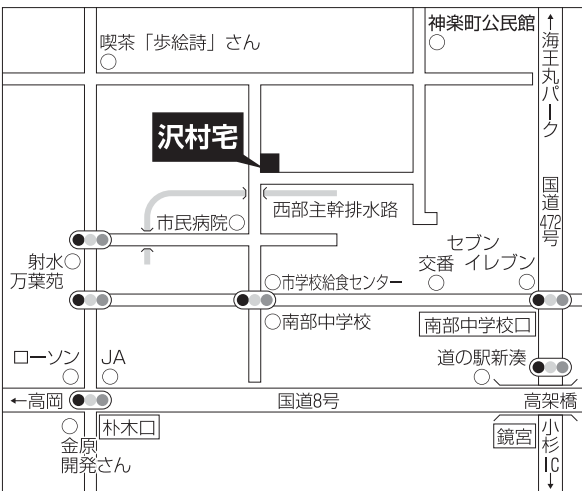
事業者の進出意欲を後押しするためには、インパクトのある誘致施策を展開することは重要であると認識している。ホテル運営会社との情報交換では、立地可能な周辺環境の整備とともに市が行う新たなインセンティブ制度の提案も受けているところであり、引き続き情報収集に努め、射水市の特色を生かした誘致施策を検討したいと考えている。

**問二 子ども・子育て支援新制度について**

平成27年度からスタートする「子ども・子育て支援新制度」において、国が設置する「子ども・子育て会議」に倣い、各地方自治体でも地方版の「子ども・子育て会議」の設置を求められている。国の「子ども・子育て会議」は、子ども・子育て支援法又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議するとされている。国の「子ども・子育て会議」については、支援策の基本指針を審議するなどかなり重要な権能があるものと考えられるが、本市でも設置予定の「子ども・子育て会議」が果たすべき役割や審議する事項について、現時点での見解を問う。また、新支援制度における各種事業の利用者負担については、基本的なすべての子どもに、質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえ、現行制度の利用者負担の水準、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定め、その水準については、財源の在り方と併せて、制度施行までに検討するとされている。



**ご意見をお聞かせください!**



沢村おさむの自宅: 〒934-0054 射水市神楽町55 (市民病院のすぐ近くです)  
 TEL 0766-84-0655 / FAX 0766-84-0695  
 E-Mail: o\_sawamura@po9.canet.ne.jp

**沢村おさむへのご意見・ご要望・激励をお待ちしています。**

答弁 (福祉保健部長) 「子ども・子育て支援新制度」に対応するため、全ての県及び市町村において「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられている。本市では、この計画を策定するに当たっては、計画の中への子育て当事者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援施策が地域の実情を踏まえて実施されるよう「子ども・子育て会議」に準ずる組織として改組する「射水市少子化対策推進委員会」

**問三 略**

の意見を聴くこととしている。市としては、計画策定時の審議に加え、計画策定後においても子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、会議を通じ継続的に点検・評価・見直しを行っていくこととしている。

また、新制度の施行までに、保育料等の子育て支援サービスに係る利用者負担の在り方について検討することになるが、本市は子育て支援を重点施策の一つに掲げており、保育料をはじめ延長保育料などの利用者負担は県内でも低く設定している。本市としては、射水市少子化対策推進委員会並びに議会の意見等を踏まえ、将来的な財政状況も注視しながら現行制度の水準と利用者の応能負担を基本として適正化に努めていく。